

第23期 中間決算公告

2021年12月24日

神戸市中央区三宮町2丁目1番1号
株式会社 みなと銀行
代表取締役社長 武市 寿一

中間貸借対照表 (2021年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	887,265	預 金	3,808,523
商品有価証券	31	譲渡性預金	10,940
有価証券	409,293	債券貸借取引受入担保金	18,944
貸出金	3,075,543	借入金	425,500
外国為替	9,119	外国為替	296
その他資産	45,066	その他負債	14,392
その他の資産	45,066	未払法人税等	1,443
有形固定資産	29,812	リース債務	967
無形固定資産	3,344	資産除去債務	420
前払年金費用	4,026	その他の負債	11,561
繰延税金資産	2,452	賞与引当金	844
支払承諾見返	11,563	その他の引当金	1,417
貸倒引当金	△ 18,244	支払承諾	11,563
		負債の部合計	4,292,422
		(純資産の部)	
		資本金	39,984
		資本剰余金	62,109
		資本準備金	39,931
		その他資本剰余金	22,177
		利益剰余金	56,205
		利益準備金	53
		その他利益剰余金	56,152
		別途積立金	2,325
		繰越利益剰余金	53,827
		株主資本合計	158,299
		その他有価証券評価差額金	8,552
		評価・換算差額等合計	8,552
		純資産の部合計	166,851
資産の部合計	4,459,273	負債及び純資産の部合計	4,459,273

中間損益計算書 〔 2021年 4月 1日から
2021年 9月30日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		23,812
資金運用収益	14,707	
(うち貸出金利息)	(13,273	
(うち有価証券利息配当金)	(958	
役務取引等収益	7,250	
その他業務収益	1,127	
その他経常収益	726	
経 常 費 用		20,869
資金調達費用	379	
(うち預金利息)	(363	
役務取引等費用	2,721	
その他業務費用	276	
営業経費	15,134	
その他経常費用	2,358	
経 常 利 益		2,942
特 別 利 益		72
特 別 損 失		64
税引前中間純利益		2,951
法人税、住民税及び事業税	1,174	
法人税等調整額	△ 235	
法人税等合計		938
中 間 純 利 益		2,012

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、建物については定額法を、その他については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8年～50年
その他	2年～20年

(2)無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の破綻懸念先に対する債権、及び貸出条件や履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題のある債務者など今後の管理に注意を要する債務者（以下「要注意先」という。）で、当該債務者に対する債権の全部または一部が要管理債権である債務者（以下「要管理先」という。）に対する債権については今後3年間、要管理先以外の要注意先及び業績が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（以下「正常先」という。）に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。これらの予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,927百万円であります。

(2)賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当中間期末においては、年金資産の額が退職給付債務に未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異を加減した額を超えているため、前払年金費用として中間貸借対照表に計上しております。

また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異 : 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理

(4) その他の引当金

その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用又は損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。

主な内訳は次のとおりであります。

睡眠預金払戻損失引当金 413 百万円

負債計上を中止し利益計上した預金について、預金者からの請求による払戻に備えるため、当中間期末において過去の払戻実績に基づき算出した将来の払戻見込額を計上しております。

偶発損失引当金 1,004 百万円

信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積もり、計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. ヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2020年10月8日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

(会計方針の変更)

収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過措置に従っており、当中間会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当中間会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。これによる影響は軽微であります。

時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第8項に従いデリバティブ取引の時価算定における時価調整手法について、市場で取引されるデリバティブ等から推計される観察可能なインプットを最大限利用する手法へと見直ししております。当該見直しは時価算定会計基準等の適用に伴うものであり、当社は、時価算定会計基準第20項また書きに定める経過措置に従い、当中間会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当中間会計期間の期首の利益剰余金に反映しております。この結果、当中間会計期間の期首の「利益剰余金」中の繰越利益剰余金が104百万円減少、その他資産が150百万円減少、繰延税金資産が46百万円増加、その他負債が0百万円増加しております。また、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過措置に従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これにより、その他有価証券のうち国内株式は原則として中間会計期間末月1ヵ月平均に基づいた市場価格等により評価していましたが、当中間会計期間末より中間会計期間末日の市場価格により評価しております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染拡大に伴う貸倒引当金の見積りについて

新型コロナウイルスの感染拡大とこれに伴う経済活動の停滞は、2021年度以降も2年程度はその影響が継続し、当社の債務者の業績に影響があるものと仮定を置いております。

当該仮定の下で、当社の貸出金等について、新型コロナウイルスの感染拡大の影響分析に基づき、各債務者の信用リスクに重要な影響が及ぶと推定される業種を選定し、当該業種に属する要注意先の貸出金等に内包する信用リスクに備えた追加的な引当金を計上しております。

新型コロナウイルスの感染状況や経済活動への影響の変化に伴い、今後予想される債務者の業績悪化の程度に不確実性が伴うことから、上述の追加的な引当金の対象となる貸出金等に係る業種や予想損失率等に変更があった場合には、上述の追加的な引当金額は増減する可能性があります。

なお、前事業年度から当該仮定に変更はありません。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額6,920百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,925百万円、延滞債権額は52,618百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は290百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,384百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は59,220百万円であります。
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は9,705百万円であります。
7. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第第3号 2014年11月28日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理し、中間貸借対照表に計上した額は、33,444百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産

有価証券	211,942 百万円
貸出金	432,485 百万円
その他の資産	109 百万円

担保資産に対応する債務

預金	4,553 百万円
借入金	425,500 百万円
債券貸借取引受入担保金	18,944 百万円

上記のほか、為替決済及びデリバティブ取引の担保として、有価証券1,519百万円、金融商品等差入担保金2,205百万円、先物取引差入証拠金620百万円及びその他の資産（中央清算機関差入証拠金等）30,057百万円を差し入れております。また、その他の資産には、保証金2,985百万円が含まれております。
9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、562,372百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が522,426百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
10. 有形固定資産の減価償却累計額 25,530百万円
11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当社の保証債務の額は41,302百万円であります。
12. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は8.17%であります。

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益556百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額1,832百万円を含んでおります。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券 (2021年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借対照表計上額 を超えるもの	国債	—	—	—
	社債	64,867	65,035	168
	小計	64,867	65,035	168
時価が中間貸借対照表計上額 を超えないもの	国債	9,947	9,851	△ 96
	社債	45,579	45,445	△ 133
	小計	55,527	55,296	△ 230
合計		120,394	120,332	△ 62

2. 子会社・子法人等株式 (2021年9月30日現在)

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

	中間貸借対照表 計上額(百万円)
子会社・子法人等株式、出資金等	6,920

3. その他有価証券 (2021年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	19,771	7,947	11,823
	債券	95,485	95,053	431
	国債	5,480	5,450	30
	地方債	46,247	46,120	126
	社債	43,757	43,482	275
	その他	10,390	8,166	2,224
	小計	125,647	111,167	14,479
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	476	610	△ 133
	債券	111,502	112,637	△ 1,135
	国債	62,842	63,710	△ 867
	地方債	22,177	22,212	△ 34
	社債	26,482	26,715	△ 233
	その他	36,155	37,122	△ 967
	小計	148,134	150,370	△ 2,236
合計		273,781	261,538	12,243

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金等の中間貸借対照表計上額

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)
非上場株式	1,870
組合出資金等	6,326

組合出資金等については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金等を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は、89百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	5,509 百万円
退職給付引当金	2,350
賞与引当金	258
未払事業税	162
減価償却額	229
有価証券償却否認額	579
その他	1,449
繰延税金資産小計	10,539
評価性引当額	△ 1,832
繰延税金資産合計	8,707
繰延税金負債	
前払年金費用	△ 1,231
退職給付信託設定益	△ 1,275
その他有価証券評価差額金	△ 3,691
その他	△ 57
繰延税金負債合計	△ 6,255
繰延税金資産の純額	2,452 百万円

（1株当たり情報）

1株当たり純資産	4,041円 8銭
1株当たり中間純利益	48円74銭

第23期 中間決算公告

2021年12月24日

神戸市中央区三宮町2丁目1番1号
株式会社 みなと 銀行
代表取締役社長 武市 寿一

中間連結貸借対照表 (2021年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現金預け金	887,383	預 金	3,803,163
買入金銭債権	268	譲渡性預金	2,440
商品有価証券	31	債券貸借取引受入担保金	18,944
有価証券	405,710	借 用 金	425,500
貸 出 金	3,063,914	外 国 為 替	296
外 国 為 替	9,119	そ の 他 負 債	25,150
リース債権及び リース投資資産	6,745	賞 与 引 当 金	911
そ の 他 資 産	57,305	退職給付に係る負債	152
有形固定資産	29,947	役員退職慰労引当金	27
無形固定資産	3,429	そ の 他 の 引 当 金	1,563
退職給付に係る資産	3,113	繰延税金負債	458
繰延税金資産	2,890	支 払 承 諾	11,597
支払承諾見返	11,597	負 債 の 部 合 計	4,290,206
貸倒引当金	△ 18,997	(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	39,984
		資 本 剰 余 金	62,151
		利 益 剰 余 金	61,263
		株 主 資 本 合 計	163,399
		その他有価証券評価差額金	9,487
		退職給付に係る調整累計額	△ 633
		その他の包括利益累計額合計	8,853
		純 資 産 の 部 合 計	172,253
資 産 の 部 合 計	4,462,460	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	4,462,460

中間連結損益計算書 (2021年 4月 1日から)
(2021年 9月30日まで)

(単位: 百万円)

科 目	金 額
経常収益	28,082
資金運用収益	14,849
（うち貸出金利息）	(13,271)
（うち有価証券利息配当金）	(964)
役務取引等収益	8,173
その他の業務収益	3,681
その他の経常収益	1,377
経常費用	23,950
資金調達費用	371
（うち預金利息）	(362)
役務取引等費用	2,392
その他の業務費用	2,629
営業経費	16,007
その他の経常費用	2,548
経常利益	4,131
特別利益	72
特別損失	68
税金等調整前中間純利益	4,136
法人税、住民税及び事業税	1,569
法人税等調整額	△ 243
法人税等合計	1,325
中間純利益	2,810
非支配株主に帰属する中間純利益	—
親会社株主に帰属する中間純利益	2,810

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

- ①連結される子会社及び子法人等 7社
- みなとビジネスサービス株式会社
 - みなとアセットリサーチ株式会社
 - みなと保証株式会社
 - みなとリース株式会社
 - 株式会社みなとカード
 - みなとシステム株式会社
 - みなとキャピタル株式会社

- ②非連結の子会社及び子法人等 7社

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ①持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
- ②持分法適用の関連法人等
該当ありません。
- ③持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 7社
- ④持分法非適用の関連法人等
該当ありません。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 7社

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当社の有形固定資産は、建物については定額法を、その他については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 8年～50年

その他 2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

②無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の破綻懸念先に対する債権、及び貸出条件や履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題のある債務者など今後の管理に注意を要する債務者（以下「要管理先」という。）で、当該債務者に対する債権の全部または一部が要管理債権である債務者（以下「要管理先」という。）に対する債権については今後3年間、要管理先以外の要管理先及び業績が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（以下「正常先」という。）に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。これらの予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,247百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、連結される子会社及び子法人等の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) その他の引当金の計上基準

その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。

主な内訳は次のとおりであります。

睡眠預金払戻損失引当金 413 百万円

負債計上を中止し利益計上した預金について、預金者からの請求による払戻に備えるため、当中間連結会計期間末において過去の払戻実績に基づき算出した将来の払出見込額を計上しております。

偶発損失引当金 1,004 百万円

信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積もり、計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異 : 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(10) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(11) 重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

当社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2020年10月8日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

(会計方針の変更)

収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当中間連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当中間連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当中間連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。これによる影響は軽微であります。

時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当中間連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第8項に従いデリバティブ取引の時価算定における時価調整手法について、市場で取引されるデリバティブ等から推計される観察可能なインプットを最大限利用する手法へと見直ししております。当該見直しは時価算定会計基準等の適用に伴うものであり、当社は、時価算定会計基準第20項また書きに定める経過措置に従い、当中間連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当中間連結会計期間の期首の利益剰余金に反映しております。この結果、当中間連結会計期間の期首の利益剰余金が104百万円減少、その他資産が150百万円減少、繰延税金資産が46百万円増加、その他負債が0百万円増加しております。また、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これにより、その他有価証券のうち国内株式は原則として中間連結会計期間末月1ヵ月平均に基づいた市場価格等により評価していましたが、当中間連結会計期間末より中間連結会計期間末日の市場価格により評価しております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染拡大に伴う貸倒引当金の見積りについて

新型コロナウイルスの感染拡大とこれに伴う経済活動の停滞は、2021年度以降も2年程度はその影響が継続し、当社の債務者の業績に影響があるものと仮定を置いております。

当該仮定の下で、当社の貸出金等について、新型コロナウイルスの感染拡大の影響分析に基づき、各債務者の信用リスクに重要な影響が及ぶと推定される業種を選定し、当該業種に属する要注意先の貸出金等に内包する信用リスクに備えた追加的な引当金を計上しております。

新型コロナウイルスの感染状況や経済活動への影響の変化に伴い、今後予想される債務者の業績悪化の程度に不確実性が伴うことから、上述の追加的な引当金の対象となる貸出金等に係る業種や予想損失率等に変更があった場合には、上述の追加的な引当金額は増減する可能性があります。

なお、前連結会計年度から当該仮定に変更はありません。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式(及び出資金)総額(連結子会社及び連結子法人等の株式(及び出資金)を除く) 1,623百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,795百万円、延滞債権額は52,107百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(1965年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は290百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,384百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は58,578百万円であります。
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は9,705百万円であります。
7. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 2014年11月28日)に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理し、中間連結貸借対照表に計上した額は、33,444百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	211,942 百万円
貸出金	432,485 百万円
その他資産	109 百万円

担保資産に対応する債務

預金	4,553 百万円
借入金	425,500 百万円
債券貸借取引受入担保金	18,944 百万円

上記のほか、為替決済及びデリバティブ取引の担保として、有価証券1,519百万円、金融商品等差入担保金2,205百万円、先物取引差入証拠金620百万円及びその他資産(中央清算機関差入証拠金等)30,057百万円を差し入れております。また、その他資産には、保証金3,026百万円が含まれております。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、559,406百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が519,461百万円であります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
10. 有形固定資産の減価償却累計額 25,825百万円
11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は41,302百万円であります。
12. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率(国内基準)は8.58%であります。

(中間連結損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益1,208百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額2,020百万円を含んでおります。
3. 中間包括利益 4,861百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2021年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は次表に含めておらず（注1）参照）、中間連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。また現金預け金、外国為替（資産・負債）、コールマネー及び売渡手形、債券貸借取引受入担保金は主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1)商品有価証券			
売買目的有価証券	31	31	—
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	120,394	120,332	△ 62
その他有価証券	275,490	275,490	—
(3)貸出金	3,063,914		
貸倒引当金（※1）	△ 18,577		
	3,045,336	3,058,606	13,269
資産計	3,441,253	3,454,460	13,206
(1)預金	3,803,163	3,803,348	185
(2)譲渡性預金	2,440	2,440	0
(3)借入金	425,500	422,866	△ 2,633
負債計	4,231,103	4,228,655	△ 2,448
デリバティブ取引（※2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	1,548	1,548	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	1,548	1,548	—

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1）市場価格のない株式等及び組合出資金等の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
①市場価格のない株式等（※1、2）	1,874
②組合出資金等（※3）	7,950

（※1）市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（※2）当中間連結会計期間において、非上場株式について1百万円の減損処理を行っております。

（※3）組合出資金等については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

当中間連結会計期間 (2021年9月30日)

(単位:百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
商品有価証券				
売買目的有価証券				
国債	20	—	—	20
地方債	—	11	—	11
有価証券				
その他有価証券				
国債	68,322	—	—	68,322
地方債	—	68,425	—	68,425
社債	—	29,113	41,126	70,240
株式	20,345	—	—	20,345
その他	26,291	—	19	26,310
資産計	114,980	97,550	41,145	253,675
デリバティブ取引				
金利関連	—	1,696	—	1,696
通貨関連	—	(148)	—	(148)
デリバティブ取引計	—	1,548	—	1,548

(※1) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第26項に定める経過措置を適用した投資信託等については、上記表には含めておりません。中間連結貸借対照表における当該投資信託等の金額は21,846百万円であります。

(※2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間連結会計期間 (2021年9月30日)

(単位:百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	9,851	—	—	9,851
社債	—	110,481	—	110,481
貸出金	—	—	3,058,606	3,058,606
資産計	9,851	110,481	3,058,606	3,178,938
預金	—	3,803,348	—	3,803,348
譲渡性預金	—	2,440	—	2,440
借入金	—	422,866	—	422,866
負債計	—	4,228,655	—	4,228,655

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

商品有価証券

商品有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債がこれに含まれます。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式、国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。

私募債等は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレート、発行先の内部格付に基づく予想デフォルト確率、保証に基づくデフォルト時の予想回収不能率等を加味した利率で割り引いて時価を算定しており、割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。なお、保有区分ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

貸出金

貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレート、貸出先の内部格付に基づく予想デフォルト確率、担保及び保証に基づくデフォルト時の予想回収不能率等を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

なお、一部の当座貸越等、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。これらについては、レベル3の時価に分類しております。

負債

預金及び譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。定期性預金及び譲渡性預金については、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、市場金利を用いております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。

借入金

一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利に当社あるいは連結される子会社のプレミアムを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスク及び当社自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレイン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。

(注2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報 (2021年9月30日)

	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
社債				
私募債	現在価値技法	割引率	0.3% — 8.7%	0.6%
その他	現在価値技法	割引率	0.9% — 25.9%	4.7%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益 (2021年9月30日)

(単位：百万円)

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち中間連結貸借対照表日において保有する金融資産及び負債の評価損益
		損益に計上(※1)	その他の包括利益に計上(※2)					
有価証券								
その他有価証券								
社債	41,238	△ 89	△ 2	△ 19	—	—	41,126	—
その他	6	△ 6	18	—	—	—	19	—

(※1) 中間連結損益計算書の「資金運用収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(※2) 中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価評価のプロセスの説明

当社グループはミドル部門及びバック部門において時価の算定に関する方針、手続を定めております。算定された時価については、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価技法を用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

私募債等の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、割引率であります。割引率は、将来のキャッシュ・フローを現在価値に換算するための係数であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対し市場参加者が必要とする報酬額であるリスク・プレミアムから構成されます。一般に、割引率が上昇（低下）すると、現在価値は下落（上昇）します。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券 (2021年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	社債	64,867	65,035	168
	小計	64,867	65,035	168
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	9,947	9,851	△ 96
	社債	45,579	45,445	△ 133
	小計	55,527	55,296	△ 230
合計		120,394	120,332	△ 62

2. その他有価証券 (2021年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	19,869	7,964	11,904
	債券	95,485	95,053	431
	国債	5,480	5,450	30
	地方債	46,247	46,120	126
	社債	43,757	43,482	275
	その他	12,001	8,166	3,835
	小計	127,356	111,184	16,171
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	476	610	△ 133
	債券	111,502	112,637	△ 1,135
	国債	62,842	63,710	△ 867
	地方債	22,177	22,212	△ 34
	社債	26,482	26,715	△ 233
	その他	36,155	37,122	△ 967
	小計	148,134	150,370	△ 2,236
合計		275,490	261,555	13,935

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金等を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、89百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

区分	当中間連結会計期間
経常収益	28,082
うち役務取引等収益	8,173
預金・貸出業務	2,895
為替業務	1,356
証券関連業務	1,810
代理業務	768
保護預り・貸金庫業務	327
保証業務	454

(注) 役務取引等収益は主に銀行業から発生しております。なお、上表には企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益等も含んでおります。また、役務取引等収益の内訳は、主要な業務について記載しております。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産	4,171円91銭
1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益	68円6銭